

榛東村学童保育所

指定管理業務仕様書

榛 東 村

榛東村学童保育所指定管理業務仕様書

榛東村学童保育所の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、榛東村学童保育所の指定管理者が行う管理運営業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理の業務等の範囲

(1) 利用期間の変更に関する業務

指定管理者は、必要があると認めたときは、村長の承認を得て臨時に休所日を定めることができる。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

指定管理者は、公共施設として快適かつ衛生的な空間を保つため適正な維持管理を行うこと。

(3) 学童保育料に関する業務

指定管理者は、学童保育料徴収業務を行うこと。

3 施設の維持管理に関する業務基準

(1) 安全性の確保

利用者の事故防止に努め、常に利用者の状況を把握し、指導等を行うこと。

(2) 適正管理

苦情及び要望等は、整理・取りまとめを行い管理業務に反映させるとともに、他の施設との情報交換等を綿密に行い適正な管理を行うこと。

(3) 施設、設備及び備品の管理

① 指定管理者は、施設等の管理に関し、適切に管理すること。

② 備品の管理（備品台帳に記載されている備品）については、榛東村財務規則（平成11年榛東村規則第9号）第272条及び関係規定に基づき、適切に管理すること。

③ 利用に支障を来たさないような備品等の管理を行うとともに、不具合が生じた備品等については、修繕等を行うこと。

④ 備品等の修理及び更新が必要な場合は、村に報告し、その負担については、別途協議すること。

(4) 警備業務

指定管理者は、不審者の侵入等に細心の注意を払うとともに、夜間及び休所日等については、専門業者へ委託すること。

(5) 危機管理・安全確保業務

① 指定管理者は、災害等の緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

② 指定管理者は、学童保育所での事故防止に努めるとともに、利用者等の急な病

気、けが等に的確に対応すること。

- ③ 災害などにより、村が村民避難所ほか防災拠点として使用する必要があると認められるときは、その指示に従うこと。

4 指定管理料等

榛東村から指定管理者に支払う指定管理料については、事業計画書の中で提案された収支計画を基本とし、子ども・子育て支援交付金で定める放課後児童健全育成事業の補助基準額を最大とする。

5 その他

(1) 協定に関する事項

指定管理者に指定された場合には、榛東村学童保育所の細目的事項について、協議の上、協定書を締結すること。なお、協定は、基本的事項を定めた基本協定と年度ごとの詳細事項を定めた年次協定を締結すること。

(2) 事業報告書等に関する事項

指定管理者は、榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により、管理業務の実績状況及び利用状況等に関する事項を記載した事業報告書を毎年度事業終了後60日以内に提出すること。

(3) 原状回復義務に関する事項

指定管理者は、指定期間の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を現状に回復し、村長に明け渡すこと。

ただし、村長が特に支障がないと認めたときは、この限りではない。

(4) 損害賠償に関する事項

指定管理者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(5) 秘密保持義務に関する事項

業務上知り得た個人情報、榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に対応すること。その指定管理者でなくなった後及びその従業員でなくなった後も同様とする。

(6) 指定管理者の取消等に関する事項

地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないとき、指定の取り消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

(7) 法令等の遵守に関する事項

榛東村学童保育所の管理運営にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他関係法令を遵守すること。

(8) 責任分担に関する事項

榛東村学童保育所の管理運営に関する基本的な責任分担に対する方針は次のとおり。

項 目	内 容	村	管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更	協議事項	
施設・設備の 損傷	管理上の瑕疵によるもの		○
	事故・災害によるもの	○	
利用者への損害 賠償	管理上の瑕疵によるもの		○
	施設の不備によるもの	○	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等		○
	事故・災害等による臨時休館等		○
	改修・保守点検等による施設の一部利用停止		○